

○名寄地区衛生施設事務組合事務分掌条例

(昭和47年8月1日条例第5号)

改正 昭和58年4月1日条例第3号 平成11年3月4日条例第4号  
平成15年3月4日条例第4号 平成19年3月20日条例第2号  
平成29年12月8日条例第7号

(課の設置)

**第1条** 管理者は、その権限に属する事務を分掌させるため事務局を置き、次の課を設けるものとする。

総務課

- 1 組合議会に関すること。
- 2 組合の財務に関すること。
- 3 し尿等の収集、運搬に関すること。
- 4 処理施設の設置、施工に関すること。
- 5 収集、処理の企画調整に関すること。
- 6 文書、例規に関すること。
- 7 その他、他の部局に属しないこと。

衛生センター

- 1 し尿等の処理に関すること。
- 2 衛生センターの運営に関すること。
- 3 処理施設の維持管理に関すること。

炭化センター

- 1 炭化対象物の処理に関すること。
- 2 炭化センターの運営に関すること。
- 3 処理施設の維持管理に関すること。

名寄地区広域最終処分場

- 1 埋立対象物の処理に関すること。
- 2 名寄地区広域最終処分場の運営に関すること。
- 3 処理施設の維持管理に関すること。

(係の設置)

**第2条** 総務課、衛生センター、炭化センター及び名寄地区広域最終処分場に係を置き、事務分掌は、管理者が別に定める。

(臨時の事務分掌)

**第3条** 管理者は、臨時に必要なときは、前2条の事務分掌にかかわらず、適宜事務を分掌させることができる。

(会計室の設置)

**第4条** 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため会計室を置く。

附 則 (昭和47年8月1日条例第5号)

第3類 処務 (名寄地区衛生施設事務組合事務分掌条例)

---

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年8月1日から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月4日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月4日条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月8日条例第7号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。